

## 仙台 MaaS 推進に係る地域活性化起業人派遣募集要項

### 1 募集概要

仙台市（以下「本市」という。）では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、仙台 MaaS の目的である公共交通の利用促進によるまちの賑わい創出の実現に向け、仙台 MaaS の利便性向上とさらなる利活用推進を図るため、交通・観光等の専門的な知見やネットワークを有する民間企業から人材を募集する。

人材を派遣する企業の選定後、本市と派遣元企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について協定を締結した上で派遣元企業は本市へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、仙台 MaaS 推進に関わる業務に従事する。

### 2 業務内容

- （１）仙台 MaaS 新規会員（施設等）の獲得
- （２）交通（乗車券）・施設（入場券等）のセット券の造成
- （３）複数の施設や交通機関を利用できる周遊パスの造成
- （４）山形 MaaS や市内のイベント等との連携による利用促進事業の実施
- （５）仙台 MaaS アプリの課題抽出と機能改善に向けた提案
- （６）その他仙台 MaaS 利用促進に関する新規企画提案等

### 3 募集人数

1 人

### 4 主たる勤務地

月ごと半数以上の日数を仙台市役所プロジェクト推進課内で勤務すること

### 5 派遣期間

令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※令和 7 年 6 月 1 日付の派遣が困難な場合、令和 7 年 7 月 1 日からの派遣も可とする。また、派遣期間終了までに次年度の継続について協議を行い、最大で令和 10 年 3 月 31 日まで期間を延長できるものとする。なお、本派遣は単年度ごとの予算成立を条件とする。

### 6 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

#### （１）派遣元企業に関する要件

- ① 三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）

に所在する企業等であること。

②宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

③仙台市税の滞納がないこと。

④暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと。

⑤令和 6 年度末時点で、地域活性化起業人制度により本市に連続して 3 年間派遣を行っていないこと。

## （２）派遣社員に関する要件

① 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）、であること。ただし、当該企業等に入社後 2 年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

② 地方公務員法 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

## 7 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままの在籍派遣とする。給与の支給等、社会保険、年次有給休暇の付与等は派遣元企業の規程に従うものとする。

## 8 就業条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則等に従うものとする。

- ・勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間を含む。）
- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び  
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

## 9 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣元企業の定める支給基準に従い、派遣元企業が派遣社員に直接支給する。また、本市が負担する派遣社員の派遣、従事に要する費用としては、年額 590 万円を上限とし、各年度において派遣受け入れ期間が 1 年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額（千円未満端数切捨て）とする。

## 10 募集スケジュール

| 内容          | 日程                      |
|-------------|-------------------------|
| 募集開始        | 令和7年2月21日               |
| 質問受付期間      | 令和7年2月25日～令和7年3月10日 17時 |
| 質問回答        | 令和7年3月12日               |
| 意向確認        | 令和7年3月14日 17時           |
| 提案書提出期限     | 令和7年4月11日 17時           |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年4月15日 午後（予定）        |
| 選定結果通知      | 令和7年4月17日               |
| 協定締結        | 令和7年5月中                 |
| 派遣開始        | 令和7年6月1日または令和7年7月1日     |

## 11 質問受付及び回答

### （1）質問受付

#### ①受付期間

令和7年2月21日（金）～令和7年3月10日（月） 17時

#### ②提出方法

電子メール

#### ③提出先

電子メール提出先：sendai-maas@city.sendai.jp

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 小峰 宛て

電話番号：022-214-8561

#### ④記載事項

メールの件名に「仙台 MaaS 推進に係る地域活性化起業人派遣（質問）」と記載し、本文に「質問者の事業者名」、「部署」、「氏名」、「連絡先電話番号」、「質問内容」を記載してください。

#### ⑤留意点

評価及び審査に関する質問には回答しない。

質問の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

### （2）質問回答

#### ①回答日

令和7年3月12日（水）

#### ②回答方法

本市公式ウェブサイトには回答を掲載する。

#### ③留意点

同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

質問者の氏名等については公表しない。

## 12 応募について

### (1) 意向確認

応募を予定している者は、以下により連絡すること。

#### ① 受付期限

令和7年3月14日（金）17時必着

#### ② 提出方法

電子メール

#### ③ 記載事項

メールの件名に「仙台 MaaS 推進に係る地域活性化起業人派遣（意向確認）」と記載し、本文に「応募予定者の事業者名」、「連絡担当者の部署名及び氏名」、「連絡先電話番号」、「連絡先メールアドレス」を記載すること。

#### ④ 留意事項

意向確認の提出後、やむを得ず本事業への参加が困難となった場合は、速やかにその旨を電子メール及び電話にて連絡すること。

### (2) 提案書の提出

#### ① 受付期限

令和7年4月11日（金）17時必着

#### ② 提出書類

「仙台 MaaS 推進に係る地域活性化起業人派遣に関する提案書」（提出様式）

#### ③ 提出方法

電子メール

※上記書類を提出した旨の電話連絡を併せて行うこと。

### (3) 提出先

電子メール提出先：sendai-maas@city.sendai.jp

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 小峰 宛て

電話番号：022-214-8561

## 13 審査

提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

### (1) 実施日

令和7年4月15日（火）午後（予定）

### (2) タイムスケジュール

提案者による説明（20分）、質疑応答（10分）を予定。

### (3) プレゼンテーション内容

提案書に則したプレゼンテーションを実施すること。

### (4) 留意事項

- ・出席者は1者あたり3名以内とし、本派遣を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。
- ・実施時間、会場など詳細については、意向確認に記載の連絡先メールアドレスあてに通知する。

### (5) その他

プレゼンテーションに必要なパソコンは提案事業者が準備することとし、その他投影に必要なスクリーン等は本市で準備する。

## 14 審査基準について

以下の審査項目に基づいて評価を行う。

| 項目                      | 評価基準                                     |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 業務の理解                   | 本業務について本市の考え方を理解したうえで提案しているか。            |
| 提案内容                    | 民間企業のノウハウやネットワーク、提案者独自の強みを活用した内容になっているか。 |
|                         | 提案内容が具体的で実現可能か。                          |
|                         | 仙台 MaaS の魅力向上・利用促進が期待できる内容か。             |
| 実績                      | 類似及び関連する業務の実績はあるか。                       |
|                         | 実績から本業務を遂行できる能力が確認できるか。                  |
| 派遣人材<br>(未定の場合は想定する人材像) | 派遣社員の職務経歴、知識やスキルは業務の遂行に十分か。              |

## 15 協定の締結

派遣元企業決定後、派遣要件等について詳細な協議を行い、本市と派遣元企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

## 16 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（起業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによる。
- (2) 応募に関する一切の費用は、派遣元企業の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の書類は返却せず、本市の責任において処分する。
- (4) 提案書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しない。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立ては受け付けない。

(6) スケジュールに変更ある場合は、その都度参加企業に通知する。